

令和6年度
第442回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和7年3月6日
10:00 ~ 11:00
千葉県教育会館本館1階会議室

令和 6 年度
第 442 回千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和 7 年 3 月 6 日（木） 10：00～11：00
- 2 場所 千葉県教育会館本館 1 階会議室
- 3 出席者（委員）
 - 公益委員
大澤委員、大竹委員、小野委員、村上委員
 - 労働者側委員
岡田委員、田中委員、中島委員、野田委員
 - 使用者側委員
池田委員、神田委員、斉藤委員、坂元委員、高橋委員
- 4 議題
 - (1) 令和 6 年度特定最低賃金専門部会の廃止について
 - (2) 令和 6 年度千葉県最低賃金及び特定最低賃金改正決定にかかる周知・広報活動の状況について
 - (3) 特定最低賃金決定又は改正の申出に関する意向表明について
 - (4) 令和 7 年度千葉地方最低賃金審議会の運営について
 - (5) 千葉地方最低賃金審議会会議公開要綱の改正について
 - (6) その他
- 5 資料
 - 1 千葉県最低賃金（答申）記者発表資料（令和 6 年 8 月 5 日）
 - 2 千葉県最低賃金（官報公示）記者発表資料（令和 6 年 8 月 30 日）
 - 3 千葉県特定最低賃金（官報公示）記者発表資料（令和 6 年 11 月 22 日）
 - 4 令和 7 年度 千葉県最低賃金 審議日程（案）
 - 5 令和 7 年度 千葉県特定最低賃金 審議日程（案）
 - 6 令和 7 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
 - 7 『特定最低賃金改正の意向表明』及び『特定最低賃金新設の意向表明』
申入書
 - 8 千葉地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）
 - 9 令和 6 年度の最低賃金について ほか

6 議事内容

(会長)

ただ今から、第 442 回千葉地方最低賃金審議会を開催します。

本審議会は、運営規程第 6 条に基づき公開で開催することになりますのでその旨を公示したところ、傍聴される方はおりませんことをご報告します。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、ご承知おきください。

それでは、本審議会の成立について事務局から報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、公益委員 1 名、労働者委員 1 名が所用により欠席されるとの連絡を受けております。

従いまして、公益委員 4 名、労働者委員 4 名、使用者委員 5 名、計 13 名の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

(会長)

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議題(1)の「令和 6 年度特定最低賃金専門部会の廃止について」です。

今年度の特定最低賃金の審議については、令和 6 年 10 月 15 日開催の「第 2 回鉄鋼業最低賃金専門部会」の答申を最後に 2 業種が結審し、その後、異議申出期間中に異議申出もなく、各専門部会の任務が終了したところです。

つきましては、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項により、本日の審議会をもって 2 業種に係る専門部会を廃止し、同委員の任務を終了することとしてよろしいかお諮りいたします。

《異議なし。旨の声》

(会長)

ご了承いただきましたので、本日をもちまして、千葉地方最低賃金審議会の 2 業種の特定最低賃金専門部会を廃止し、同委員の任務を終了することといたします。

専門部会委員の皆様には、ご多忙の中、ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

続きまして、議題(2)の「令和 6 年度千葉県最低賃金及び特定最低賃金改正

決定に係る周知・広報活動の状況について、事務局より説明をお願いします。

(賃金室長補佐)

本年度の千葉県最低賃金は令和6年10月1日、特定最低賃金は令和6年12月25日にそれぞれ発効の運びとなりました。

資料については、1から3となります。

この間、8月5日の答申日のほか、8月30日と11月22日にそれぞれ記者発表を行い、また、最低賃金の周知に併せ、業務改善助成金及びキャリアアップ助成金などについて、労使団体をはじめ地方公共団体、関係機関などに対し周知を行いました。

このうち、地方公共団体に対しては、役務契約について、人件費等に改定額を反映した最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき適切に予定価格を作成いただくとともに、すでに契約している役務契約については、年度途中で改定額が発効することにより、当該契約先の事業者が最低賃金額以上の賃金を支払うという最低賃金法上の義務を履行できるよう、発注者としての特段の配慮要請も併せて行っております。

さらに、連合千葉、経営者協会をはじめ関係団体に労働局幹部が直接訪問し、周知・広報を依頼しました。

加えて、管内各学校、災害防止団体、スーパーマーケット、ドラッグストア本部等、およそ2,000団体等に対し、最賃額改定のリーフレットを送付し周知を行いました。

また、生産性向上に資する各種助成金や働き方改革推進支援センター等の支援策に関しても併せて周知を行っております。

改めて、広報にご協力いただいた労働者団体、経営者団体の皆様に感謝申し上げます。

また、答申時に付帯事項が決議されましたので、本省へ報告させていただきました。

最後に、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導については、今年度も問題が強く所在するとみられる業種等を対象に、1月ないし3月に、基本労働条件の遵守状況にも重きを置きつつ実施しているところでございます。

事務局からの報告は以上です。

(会長)

ただ今の事務局からの説明について、何かご質問はございますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

続きまして、議題(3)の「特定最低賃金決定又は改正の申出に関する意向表明について」、事務局より説明をお願いします。

(賃金指導官)

資料 7をご覧ください。

千葉県において設定されている千葉県調味料製造業を始めとする、特定最低賃金7業種すべてについて、改正を申し出る旨の意向表明申入書が労働団体から提出されております。

また、資料裏面のとおり、総合スーパーマーケットの特定最低賃金の新設を申し出る旨の意向表明申入書が同様に提出されております。

事務局からは以上です。

(会長)

特定最低賃金に係る意向表明は、現段階で改正申し出が7業種、新設の申し出が1業種との報告でした。

皆様、よろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(会長)

続きまして、議題(4)の「令和7年度千葉地方最低賃金審議会の運営について」、事務局より説明をお願いします。

(賃金室長)

まず、本日現在、本省から中賃の正式な日程が示されていないことをご報告申し上げます。

資料 4「令和7年度 千葉地方最低賃金 審議日程(案)」をご覧ください。

委員の皆様へは、当初「A案」の方をお示しさせていただいたところですが、現時点で中賃の日程が示されていないことを考えますと、中賃の審議が昨年度よりも後ろにずれ込む可能性が高いものと考えられます。

これを踏まえまして、今回は「A案」に加え「B案」の日程もお示しさせていただきたいと思っております。

また、ペーパーの枠外にも記載しておりますが、10月1日の発効を目指すためには8月5日に答申をいただくことが必要となりますので、ご承知おきくだ

さるようお願いいたします。

次に、資料 5「令和7年度 千葉県特定最低賃金 審議日程(案)」をご覧ください。

先ほどの意向表明で申し上げましたとおり、千葉県に設定されている7業種と昨年度も新設の申し出があった「総合スーパーマーケット」について、専門部会を2回ずつ開催する想定で設定しております。

特定最低賃金の「必要性」を審議する特別小委員会につきましては、令和6年度の審議状況も踏まえ、8月4日と21日の2回の審議を設定させていただきました。

なお、先ほどご説明しましたとおり、今後、中賃の正式な日程が示された場合には当審議会の日程を変更しなければならない可能性もございますので、あらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。

事務局からの説明は、以上でございます。

(会長)

ただいま、事務局から令和7年度の「審議会日程」について説明がありましたが、何かご質問等はございますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

事務局は、中賃の日程確認後、速やかに全委員へ共有をお願いします。

また、再度の日程調整が必要になった場合は、新たに選任される委員も含め、早期の日程調整をお願いします。

続きまして、議題(5)の「千葉地方最低賃金審議会・会議公開要綱の改正について」です。

事務局は、説明をお願いします。

(賃金室長補佐)

お手元の資料 8「千葉地方最低賃金審議会会議公開要綱(案)」をご覧ください。資料は2枚あります。

この要綱は、令和2年に制定されたもので、審議会と専門部会における傍聴の手続きなどについて、定めたものです。

今回、改正を検討しているのは、資料1枚目の表面「千葉地方最低賃金審議会会議公開要綱」の第4条と第5条、裏面の「審議会傍聴に当たっての遵守事項」の第3項と第4項になります。

削除または追加したい文言を赤字でお示ししております。

改正を検討している箇所は5点ありますが、順にご説明いたします。

まず、資料1枚目の表面「千葉地方最低賃金審議会会議公開要綱」をご覧ください。

1点目は、第4条第1項で、現在、傍聴希望者からの受付方法が「葉書」のみとなっておりますが、これに「電子メール」を加えるものです。

2点目は、1点目と同じ第4条第1項で、傍聴希望者の応募締め切りを会議開催日の7日前の「午後5時まで」とし、締め切り時間を加えるものです。

3点目は、第5条第2項で、傍聴希望者への抽選結果の通知方法について、「葉書」としているものを、受付方法の変更に合わせて「書面または電子メール」とするものです。

次に、裏面の「審議会傍聴に当たっての遵守事項」をご覧ください。

4点目は、第3項で、「携帯電話・ポケットベル等の電源を必ず切って傍聴してください」の「携帯電話・ポケットベル等」の箇所を、昨今の通信手段を踏まえ、「パソコン、携帯電話等通信機器」に変更するものです。

最後の5点目は、第4項で、「ビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はできません」の「ビデオカメラ、テープレコーダー等の使用」の箇所を、4点目と同じ理由で、「録音、録画」に変更するものです。

委員の皆さまにご了解いただけましたら、資料2枚目のとおり、施行日を本日付けとし、来年度の審議会と専門部会で運用したいと考えております。

以上について、お諮りいたします。

(会長)

ただいまの事務局からの説明について、何か質問はあるでしょうか。

(使用者代表委員)

4条の方では「葉書または電子メール」となっておりますが、第5条では「書面または電子メール」となっており、異なる表示をしているのですが何か理由などはあるのでしょうか。

(賃金室長補佐)

従来は当選結果については、往復葉書の返信用葉書を用いていたのですが、電子メールでの受付方法を加えたことにより、基本的には電子メールでの受付の場合には電子メールでの返信となりますが、事務局のセキュリティーの都合、電子メールでの返信が出来ない場合も想定し、「葉書」に限定することなく、「書面」という表記にさせていただきました。

(会長)

ただいまの事務局からの説明でよろしいでしょうか。

(使用者代表委員)

わかりました。

(会長)

他にございますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、事務局から提案のとおり「会議公開要綱」を改正するということがよろしいでしょうか。

《はい。異議なし。旨の声》

(会長)

ありがとうございました。

続いて、議題(5)「その他」です。

事務局から資料 9 が用意されていますので、説明を受けたいと思います。

(賃金室長)

それでは、私の方から資料 9 「令和6年度の最低賃金について」ほかにつきまして、主な点をご説明させていただきます。

こちらの資料は、先般開催された全国会議の公開資料でございます。

まず、1ページ目をご覧ください。

こちらは、平成27年度から令和6年度までの地域別最低賃金の引上げ額、引上げ率及び改定額の推移が記載されております。

令和6年度の全国加重平均は5.1%、51円引上げの「1,055円」となりました。

2ページをご覧ください。

全国の地域別最低賃金額の一覧になります。令和6年度に千円を超えた地域は、千葉県を含めたAランク6都府県、埼玉・千葉・東京・神奈川・愛知・大阪とBランク9道府県、北海道・茨城・栃木・岐阜・静岡・三重・滋賀・京都・兵庫の15都道府県となりました。

また、引上げ額も 50 円以上と大幅アップとなっており、特に徳島県では目安額の 50 円にプラス 34 円の 84 円と全国一の引上げとなっております。

資料の 5 及び 6 ページに徳島県の審議概要が載っておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

8 ページをご覧ください。

令和 7 年度予算案における賃上げ支援助成金パッケージです。

現在、国会にて予算審議中のため、まだ確定したものをお示しすることはできませんが、「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」などを始めとする各種助成金の拡充などが予定されており、これら助成金をパッケージ化してご案内する予定となっております。

12 ページをご覧ください。

ただいま申し上げました「業務改善助成金」については、最低賃金別助成率の区分を 1,000 円未満・5 分の 4 を 1,000 円以上・4 分の 3 に変更するなど、4 点ほど見直しが予定されているようです。

こちらも詳細が判明次第、お知らせさせていただきたいと思います。

ちなみに、千葉労働局における令和 7 年 1 月末時点の「業務改善助成金」の申請・交付状況についてですが、申請件数は 449 件で前年同月末比 108.7%、交付件数は 349 件で前年同月末比 155.8%とそれぞれ増加となっております。

特に、交付決定に係る審査につきましては、所管する雇用環境・均等室で早期決定ができるよう工夫を凝らしているとのことでした。

13 ページをご覧ください。

令和 6 年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果です。

令和 6 年 4 月時点の全国の特定最低賃金は 224 件あり、うち改正申出は 194 件、申出なしは 30 件でした。また、新設申出は、千葉県の「総合スーパーマーケット」を含み 11 件ありました。

改正申出 194 件のうち「必要性あり」は 133 件、「必要性なし」は 59 件で、「必要性あり」の 194 件はすべて金額改正の決定が行われました。

なお、新設申出の 11 件は、すべて「必要性なし」となりました。

その結果、令和 7 年 3 月時点の特定最低賃金は 244 件のままで、地賃を上回る特定最低賃金は 133 件、地賃を下回る特定最低賃金は 91 件となっております。

14 ページには、新たに地賃未満となった特定最低賃金が記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、15 ページの地方最低賃金審議会の公開をご覧ください。

令和 2 年 3 月の本省事務連絡により、地方審議会及び議事録の公開等について示されているところ、当審議会におきましては、運営規定に則った上で、適切に運営されていることをご報告申し上げます。

簡単ではございますが、資料 9 の説明となります。
事務局からは以上です。

(会長)

何かご質問等がありますでしょうか。

《ありません。旨の声》

(会長)

本日予定していた議題は以上となりますが、何かご発言のある方はいらっしゃるでしょうか。

《ありません。旨の声》

(会長)

事務局はいかがでしょうか。

(賃金室長)

本日は、今年度最後の審議会となりますので、局長から一言お礼を申し上げます。
せていただきたいと存じます。

それでは、局長よろしく願いいたします。

(労働局長)

本日は、会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、本年度最後の本審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

本年度の千葉県最低賃金の改正に当たっては、政府方針にも配慮していただきながら、物価高騰や国際情勢など昨年にも増して大変な状況下の中、委員の皆様には熱心に御議論をいただき、千葉県最低賃金につきましては 50 円引き上げ、1,076 円に改正することができました。

また、特定最低賃金につきましては、電気機械器具製造業関係が 50 円引き上げ 1,105 円に、鉄鋼業においても 51 円引き上げ 1,147 円にそれぞれ改正することができました。

改めて、各委員の皆様にご敬意を表し、感謝申し上げます。

ご承知のとおり、ここ数年、大企業では大幅な賃上げが進む一方で、中小企業や小規模事業者では、賃上げ原資を確保するための十分な価格転嫁等が進んでおらず、まだまだ厳しい状況が続いております。

来年度におきましても、政府方針、経済動向、地域の実情及びこれまでの最低賃金審議会の審議状況などを踏まえ、充実した審議が尽くせるよう円滑な審議会運営を図ってまいりますので、引き続き、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、これまで熱心な御審議に努めていただき本当にありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、本日をもって令和6年度千葉地方最低賃金審議会のすべての審議が終了いたしました。

各委員の皆様のご協力により、改正審議を円滑に進めることができました。また、千葉県最低賃金及び特定最低賃金の改正が無事に行われたことに対しても、改めて厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございました。